

# 共聴組合施設の修繕や 改修費用等を補助します

～宇佐市難視聴共聴組合支援事業補助金～

## 対象

市内にある共聴組合(NHK 共聴組合含む)

※ ただし、定期的に維持管理費等を徴収している組合に限ります

## 内容

- ①大規模改修 老朽化や光ケーブル化改修を目的とした組合が負担する経費
- ②小規模修繕等 事故や自然災害等により改修等をおこなう経費

内容	補助金額
大規模改修	補助額:経費から組合戸数×6万円を引いた額の3分の2 限度額:100万円  ○計算式 (経費 - (世帯数×6万円)) × 2/3 = 補助金額※
小規模修繕等	補助額:経費(組合戸数×1万円を超えたもの)の2分の1 限度額:20万円  ○計算式 (経費(組合戸数×1万円を超えたもの)) × 1/2 = 補助金額※

※ 1,000円未満の金額は切り捨て

## 対象経費

下記のもの改修や修繕等に関するもの

(例)受信アンテナ、送受信機、伝送用ケーブル、中継増幅装置、電源装置

幹線分岐器(クロージャージャー)、自営柱、分配器等

## 補助金額の計算例

(例1) 大規模改修で修繕費が200万円で世帯数が10世帯の場合

対象の判定  $200\text{万円} > 60\text{万円}(6\text{万円} \times 10\text{世帯})$

補助額  $(200\text{万円} - 60\text{万円}) \times 2/3 = \underline{93\text{万}3\text{千円}} ※$

※1,000円未満切り捨て

(例2) 小規模修繕で修繕費が15万円で世帯数が10世帯の場合

対象の判定  $15\text{万円} > 10\text{万円}(1\text{万円} \times 10\text{世帯})$

補助額  $15\text{万円} \times 1/2 = \underline{7\text{万}5\text{千円}}$

## 申請手続き

補助金の申請には申請書と併せて事業計画書等の提出が必要です。

まずは、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

## お問い合わせ先

宇佐市役所 総合政策課 ICT化推進係

〒879-0492 宇佐市大字上田 1030 番地の1

電話：0978-27-8115 FAX：0978-32-2331